

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL(096) 214-7101
FAX(096) 214-7102

ヒントヒント

運がいい クラシエホールディングス石橋康哉副会長の話です。「あいつは運がいい」と、あたかも強運の持ち主のように言いますが、よく見ると、幸運は誰かが運んでくれている。「運がいい」と言われる人は、みな、出会いをすごく大切にしています。「運が悪い」という人は、それをしていない。書籍との出会いも、知識や教養だけでなく、一見、関係のない内容に思いがけない気付きがあり、仕事にも生きてきます。書籍をはじめ映画や芸術などにどれだけ触れてきたかで、人を見る感性も磨かれ、周りの人が様々なことを教えてくれ、人脈を紹介してくれます。「運がいい」人は、努力を裏で積み重ねているようです。(日経ビジネス)

税務ミニガイド

国際観光旅客税（いわゆる出国税）が創設され、日本から航空機や船舶で出国する人から出国一回につき、1,000円を徴収することになり、平成31年1月7日以降の出国から適用されます。

入国後24時間以内に出国する航空機の乗り継ぎ客や2歳未満の幼児は対象外となります。



ヒントヒント



登録免許税の 軽減・免税措置

□登録免許税の軽減・免税措置

平成30年度税制改正において、相続により土地を取得した個人が、登記をしないで死亡した場合の所有権の移転登記に係る登録免許税の免税措置と、少額の土地を相続により取得した場合の所有権の移転登記に係る登録免許税の免税措置が創設されました。

また、認定長期優良住宅など、一定の住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の軽減措置の適用期間が延長されました。

□所有権の移転登記の免税措置の創設①

個人が、相続（相続人に対する遺贈を含みます）により土地の所有権を取得した場合、その個人がその相続による土地の所有権の移転登記を受ける前に死亡したときは、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に、その個人をその土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さないこととされました。

□所有権の移転登記の免税措置②

個人が、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、土地について相続による所有権の移転登記を受ける場合において、その土地が相続による土地の所有権の移転登記の促進を特に図る必要があるものであり、かつ、その土地のその登記に係る登録免許税の課税標準たる不動産の価額が10万円以下であるときは、その土地の相続による所有権の移転登記については、登録免許税を課さないこととされました。

□長期優良住宅に係る軽減措置

個人が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成30年3月31日までの間に、特定認定長期優良住宅の新築をし、又は建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅の取得をし、その個人の居住の用に供した場合には、所有権の保存登記に係る登録免許税、

話のタネ

○夏の甲子園球場に校歌が流れる。校歌を流すのは一番だけだが、静岡の藤枝明誠高校の校歌は一番しかないので3分弱もあり日本一長い。アメリカには校歌はなく、入学式などで国歌を歌う。スウェーデンでは卒業式のときだけ、すべての学校で伝統的な共通の歌を歌う。インドネシアでも校歌はなく共通の歌を歌う。校歌があるのは、お隣の韓国と中国。



所有権の移転登記に係る登録免許税について、軽減措置が適用されていましたが、その適用期間が、平成32年3月31日まで（2年間）延長されました。

□認定低炭素住宅に係る軽減措置

個人が、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日から平成30年3月31日までの間に認定低炭素住宅の新築をし、又は建築後使用されたことのない認定低炭素住宅の取得をし、その個人の居住の用に供した場合には、所有権の保存登記に係る登録免許税、所有権の移転登記に係る登録免許税について軽減措置が適用されていましたが、その適用期間が、平成32年3月31日まで（2年間）延長されました。

□特定の増改築等に係る軽減措置

個人が、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に宅地建物取引業者が増改築をした建築後使用されたことのある住宅用家屋をその宅地建物取引業者から取得をし、その個人の居住の用に供した場合には、所有権の移転登記に係る登録免許税について軽減措置が適用されていましたが、その適用期間が、平成32年3月31日まで（2年間）延長されました。

個人と会社の 「接待費」「交際費」

税の計算のうえで悩ましい勘定科目「接待交際費」の基本的な考え方をまとめてみます。

(1)個人 所得税関係の法令には「必要経費」についての一般的な規定があるだけで、とくに交際費等に関する具体的な定義はありません。青色申告者の場合は、取引の記録などに基づいて業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額を必要経費に算入できます。

[①接待費] その接待の相手方、接待の理由などからみて専ら業務の遂行上直接必要と認められるものに限り、必要経費に算入することができます。

[②交際費] 原則として必要経費に算入することはできません。しかし、その支出した金額のうち、相手方や支出の理由などからみて専ら業務の遂行上直接必要と認められるものに限り、

必要経費に算入することができます。

[③裁判例からの解釈] 「接待ないし交際費は当該接待ないし交際の理由、相手方、金額等諸般の事情からみて、専ら事業の遂行上の必要に基づくものと考えられる場合に限って必要な経費になると言うべき」(大阪高判、昭51.10.14他)が過去の裁判例からみる家事関連費との区分の判断の基準となります。

(2)法人 税制改正では、「交際費等の損金不算入制度」の適用基準が2年間延長されました。

[①交際費等] 措置法で「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に關係のある者等に対する接待、供應、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう」とされています。その意義と範囲、要件等の一定の方向性は示されていますが、その解釈はかなり難解です。

[②資本金1億円以下の法人] これらの法人(大法人による完全支配関係がある法人等を除く)に設定されている交際費の定額控除限度額は、現在800万円となっています。

ナマの税務相談室

Q 暑い日が続きますが、本日は土地譲渡に係る諸問題で伺いました。

A 暑い日は身に応えますね。どうぞどうぞ。

Q 伯父甲が長年建築資材販売業をやってきましたがそろそろ引退を考えまして資材置場関連の土地建物と住宅土地家屋を譲渡しました。資材倉庫用のA土地を乙に、隣接するB土地を丙に譲渡しました。

各土地を早期かつ円滑に売却を進めるために、これらの建物を取り壊し、更地として譲渡しました。土地及び建物の譲渡に係る資料は下記のとおりです。

1. 倉庫の取り壊し時点での帳簿価額は200万円、旧自宅の取り壊し時点での金額は400万円(所法38条2項二号の取得費相当額)
2. 建物の取り壊し費用は、倉庫が300万円、旧自宅が500万円。なお、旧自宅の取り壊しに伴う発生資材20万円がありました。

更地渡しの 土地の譲渡費用

このような資料のもとに甲の譲渡所得の計算で、取得費、譲渡費用、それぞれの処理についてお伺いいたします。

- ① 各建物の取得費200万円と400万円を控除する。
- ② 各建物の取り壊し費用を譲渡費用として控除する。

このような処理で宜しいのでしょうか。

A 甲乙間及び甲丙間の売買の対象物はいずれも更地としての土地であって、土地上の各建物はその対象外です。

取得費としての控除は出来ません。

取り壊し費用は土地の譲渡費用として控除出来ます。建物の資産損失として所基通達33の8により譲渡費用として控除出来ます。

但し、旧自宅の発生資材20万円は取り壊し費用500万円から控除して480万円が譲渡費用となります。微妙な違いですが。

ナマの税務相談室

無視されていた自署押印 消えて少しは矛盾解消

今 年の税制改正で、法人税法における、代表者と経理責任者の自署押印の制度が廃止され、それに伴い違反者に対する「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」という罰則規定も消滅し、既に施行されています。地方法人税法、復興財源確保法、地方税法の同様の規定も同じです。

それでは、書面による法人税の申告書には、押印欄はなくなったのでしょうか。なくなっています。他の税金の申告書と同じで、国税に関しては、国税通則法の規定に拠り、代表者名の記名による押印の欄が設けられます。ただし、同法には、経理責任者の記名押印の規定がありませんので、その欄は消滅する

ことになります。

な お、改正税法の適用は、施行日以後に終了する事業年度の申告書に適用され、施行日前に終了した事業年度の申告書については、なお従前の例による、との附則経過措置規定になっています。

と ところで、電子申告の場合には、署名も押印も出来ません。今まで、罰則まであった自署押印の制度は、電子申告とどのように折り合いをつけていたのでしょうか。

平 成16年から施行された行政手続オンライン化法では、行政機関は、書面提出のものを省令をもって、オンライン申告・申請に変更することができます。そしてオンライン申告・申請

されたものは書面で申告・申請されたものとみなす、としています。さらに、法律で署名押印を求めているものについても、省令にて代替措置を定めることができます。としました。税理士だけの電子署名での申告でよい、との平成19年からの現行制度もその国税オンライン化省令の委任による国税庁長官告示の中に定められています。

税 の申告手続きに於ける電子申告の根拠法令としての国税オンライン化省令は租税法体系の中からの法の委任として生まれたものではなく、行政手続オンライン化法からの委任であり、租税法に対して後法優先の原則の立ち位置で、租税法体系とは矛盾した制度体系になっていました。

今 般の、自署押印制度とその罰則規定の廃止は、この矛盾の体系の一部を解消するものだった、と言えます。

7日立秋、
23日処暑。

つづる女
瑞々しい紫紺の茄子。
常食膳をにぎわす茄子は、
夏から初秋にかけて出回り、
味もよく柔らかく、初めて
もいだものを初茄子といい、
珍重されます。

8月、夏休み。しばしの
休暇です。一息入れて、自
社の現状を見直し、反省点
改善策の検討をするには
いい時期といえます。

右の手に鍼左に茄子三
つ



危険を冒せ。人生はすべてチャンスだ。
ふつう、一番遠くまでたどり着く者は、
大胆に行動する意欲のある人だ。

(アメリカの実業家 カーネギー)

8月の税務メモ

- (国 税)
- 7月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
 - 6月決算法人の確定申告
 - 12月決算法人の中間（予定）申告
 - 個人事業者の消費税中間申告

- (地方税)
- | | |
|-----|-------------------|
| 10日 | ○7月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 31日 | ○6月決算法人の確定申告 |
| 〃 | ○12月決算法人の中間（予定）申告 |
| 〃 | ○個人事業税の第1期分納付 |
| 〃 | ○個人住民税の普通徴収第2期分納付 |
| 〃 | ○個人事業者の地方消費税中間申告 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。